**新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインを準用し、感染予防対策として、催事等開催にあたっては、181.8m2　収容率90名（2掛け）50％以下に縮小し開催いたします。**

**「陸運業」で働く人のはじめての安全と健康講習会のご案内**

（雇い入れ時等の安全衛生教育）　支部企画集団指導　参加費無料

当協会では、陸運業で働く人のための雇い入れ時の教育を実施しております。

職場における災害事故や健康障害に遭うリスクを無くすためには、職場に雇用されて仕事を始める前に当該業務に係る安全と衛生に関する基礎的な知識を身に着けることが必要となります。

　さらに、平成２５年３月に「陸上貨物運送業における荷役災害の安全対策ガイドライン」が厚生労働省で策定され、同年の６月には「職場における腰痛予防対策指針」の改訂が行われるなど、陸運業における労働災害防止を図るための新たな取り組みが進められる中、雇い入れ時の安全衛生教育が適切に実施され、労働災害減少に担うための教育を実施致します。

１．対象者：新規採用者および作業内容及び変更が生じる者

２．内　容：雇い入れ時の教育（カリュキラムについては下記を参照ください）

３．受講料：無　料（千葉県トラック協会・陸災防会員のみ）

４．場　所：〒261-0002　千葉市美浜区新港212-10　千葉県トラック会館３階

５．講習日：令和４年６月２４日（金）９時００分から１６時３０分

６．定　員：約５０名

「雇い入れ時の教育内容」

|  |  |
| --- | --- |
| 講習内容 | 講習時間 |
| 第１章　　陸運業の仕事とは | ０．５時間 |
| 第２章　　職場生活と安全衛生 |
| 第３章　　交通労働災害の防止 | １．５時間 |
| 第４章　　荷役作業に用いる機械・器具等 | １．５時間 |
| 第５章　　荷役運搬作業 |
| 第６章　　健康管理 | １．０時間 |
| 第７章　　職場における腰痛予防 |
| 第８章　　危険・有害物の取り扱い | ０．５時間 |
| 第９章　　整理・整頓 |
| 第１０章　防火 |
| 第１１章　異常時の措置 |
| 第１２章　さまざまな安全活動 | １．０時間 |
| 修了証交付 |  |
| 計 | ６時間 |

労働安全衛生法第59条

「事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2　前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。」



労働安全衛生規則第35条第1項

 （雇入れ時等の教育）

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、**令第2条第3号に掲げる業種（運送業）**の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。

1　機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

2　安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

3　作業手順に関すること。

4　作業開始時の点検に関すること。

5　当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

6　整理、整頓及び清潔の保持に関すること。

7　事故時等における応急措置及び退避に関すること。

8　前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

　陸災防千葉県支部 FAX　043-302-1310

「陸運業」で働く人のはじめての安全と健康講習会のご案内」参加申込書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加者氏名 | ふりがな | 受講番号 |
| ※必ず戸籍上の氏名の記載をお願いします。 |  |
| 事業場名 |  |
| 所在地 | 〒　　　－ |
| 電話・担当者氏名 | TEL（　　　　）　　　　－FAX（　　　　）　　　　－ |

**※新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮した上で開催いたしますが、マスクの着用等のご協力をお願いいたします。※参加申込書にご記入いただいた情報は、本セミナー及び当協会からの情報提供以外には使用いたしません。（2022.1）**